

<焼津商工会議所会館貸出に伴う新型コロナウイルス感染症対策について>

■会館貸出は主催者の責任において徹底した感染防止対策を講じ、参加者及びスタッフの安全を確保した上で開催されるものに限ります。

■感染防止対策については以下のものを参考として催物の実情にあった効果的な対策を講じることが必要です。

①内閣官房 2021 年 2 月 26 日 基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210226.pdf

②業種別ガイドライン

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf?20200928>

③「静岡県実施方針」及び「静岡県イベント開催における感染防止方針」等

<https://www.pref.shizuoka.jp/bunka/bk-190/kikaku-seisaku.html>

※当館では建物の構造上大声での歓声・声援等がある催しはできません。

④ふじのくにシステム（警戒レベル毎の行動制限）

<https://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/covid-19-keikailevel.html>

■感染防止対策はすべての来場者に周知徹底をお願いします。

■貸館使用時に発生した感染は主催者の責任において感染者の対応や専門業者による施設の消毒をお願いする可能性がありますのでご了承ください。

■感染予防対策を講じた上で各会議室とも 1 室につき、定員（27 名）以下でご利用ください。

■今後の感染状況により使用条件の変更、また予告なく施設の休館をする場合がございますが、ご了承ください。

■上記へのご理解、ご協力をいただくため借用申請に誓約書の添付をお願いしています。

<焼津商工会議所会館貸出に伴う新型コロナウイルス感染症対策について>

■会館貸出は主催者の責任において徹底した感染防止対策を講じ、参加者及びスタッフの安全を確保した上で開催されるものに限りします。

■感染防止対策については以下のものを参考として催物の実情にあった効果的な対策を講じることが必要です。

①内閣官房 2021 年 2 月 26 日 基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210226.pdf

② 業種別ガイドライン

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf?20200928>

③ 「静岡県実施方針」及び「静岡県イベント開催における感染防止方針」等

<https://www.pref.shizuoka.jp/bunka/bk-190/kikaku-seisaku.html>

※当館では建物の構造上大声での歓声・声援等がある催しはできません。

④ ふじのくにシステム（警戒レベル毎の行動制限）

<https://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/covid-19-keikailevel.html>

■感染防止対策はすべての来場者に周知徹底をお願いします。

■貸館使用時に発生した感染は主催者の責任において感染者の対応や専門業者による施設の消毒をお願いする可能性がありますのでご了承ください。

■感染予防対策を講じた上で各会議室とも 1 室につき、定員（27 名）以下でご利用ください。

■今後の感染状況により使用条件の変更、また予告なく施設の休館をする場合がございますが、ご了承ください。

誓 約 書

令和 年 月 日

■上記の内容を遵守し、焼津商工会議所会館利用申請をいたします。

使用団体名

使用責任者（自署）
